

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次代の社会を担う若年者の育成に貢献するために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2. 内 容

目標 1 計画期間内における女性の育児休業取得率100%維持と男性の育児休業の取得率50%以上及び平均取得期間14日以上

- <対策> ①育児休業期間中の代替要員確保（令和7年4月～随時）
②男性の育児休業取得率の報告（令和7年6月～年度毎）
③職員、管理職への制度の周知を図り、取得を促進させる（令和7年4月～）
④復帰後の柔軟な働き方の措置、選択制度の導入（令和7年4月～）
（始業。就業時間の繰り上げ、繰り下げ・短時間勤務）

目標 2 全ての職員が働きやすい環境にするため、所定外労働時間平均を30時間未満とする。

- <対策> ①定時退勤の呼び掛け、インフォメーションにて周知（令和7年度4月～）
②ワークライフバランスの推進（令和7年度4月～）
③勤務時間帯の選択制導入/正職員日勤業務に携わる職種（令和7年度4月～）

目標 3 社内外における次世代育成支援に対する取り組みを行う。

- <対策> ①インターシップ等を受け入れ、就業体験期間等の提供・継続（令和7年4月～）
②トライアル雇用の実施継続（令和7年4月～）

目標 4 年次有給休暇取得率70%以上取得維持

- <対策> ①年次有給休暇の取得しやすい環境を整備
1) 入職時と同時に有給発生（令和7年4月～）
2) 有給取得が少ない職員への年5日年休取得に向けたフォロー声掛け
（令和7年4月～）
3) 10月年次有給休暇取得促進月間の周知（令和7年10月～毎年10月）
4) 部署長へ、前年度の取得率の報告（令和7年6月～年度毎）